

# 社労士 AI 通信

あがわといしげきが愛と情熱を込めて皆様の元へお届けします！！



## 【今月の写真 ～ フランクフルトの X' mas マーケット】

ドイツの冬の名物詩、クリスマスマーケットがドイツ各地で始まりました。1393年にスタートしたといわれるフランクフルトのクリスマスマーケットは、ドイツで最も古いマーケットの一つです。広場にはオーストリアからはるばる運ばれてきたツリーが飾られ、カップに入ったグリュウワイン（スパイスが効いたホットワイン）で暖まる人々が賑わいます。家庭でも生木のツリーを飾るため、モミの木（ドイツウヒ）も山のように売られています。逆に作りもののツリーはほとんど見かけません。生木を使うのは何とも勿体ない気もするのですが、この生木は年明けに地域で決められた回収日に回収され、堆肥やガーデニング用品として有効利用されるのだそうです。

## 【今月のトピックス】

- 今月の写真  
～フランクフルトの X' mas マーケット
- 労災保険特別加入申請等の様式が変わります
- お気楽 OL AI 子の身近な法律
- 人事労務ご担当者のためのお仕事カレンダー
- セミナー情報



## 労災保険特別加入申請等の様式が変わります

労災保険には中小企業の事業主等や海外派遣者などが加入できる特別加入という制度があります。この特別加入の申請書などの様式が手続き事務の効率化・迅速化の為、平成25年11月30日から変更となります。

### <新様式のポイント>

- これまでは労働局、労働基準監督署に取りに行っていた申請書類などをインターネットで手軽にダウンロード、出力することができるようになりました。
- 記入欄が分かり易くなりました。
- 複写式の様式からプリントアウトした用紙1枚になりました。
- 海外派遣者の申請書・変更届に「派遣予定期間」の記載が不要になったため、派遣予定期間に変更があった場合でも、変更届の提出は不要になります。（特別加入者が帰国した場合などは、これまでどおり変更届などの提出が必要です）

### <新様式ダウンロードページ>

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/>

## 11月30日から労災保険の特別加入申請等の様式が変わります！

厚生労働省では、平成25年11月30日から、労災保険の特別加入の申請書などの処理方法を機械で読み取る方式（OCR方式）に変更します。これは、申請・変更・脱退などの手続き事務の効率化・迅速化を図るために導入するものです。

これに伴い、申請などを行う際の様式が新しくなります。新様式は、必須項目を書く欄を追加して記入漏れを防いだり、1枚だけ提出すれば済むよう複写式を改めたり、といった改善を図っています。

新様式での申請の受付は11月30日からです。11月29日までは新様式での受付は行いませんので、ご注意ください。

※手書き文字を光学式文字読取装置（OCR装置）で読み取る方式

### 【新様式のポイント】

- **インターネットを使って、いつでも入手できます**  
これまでは労働局、労働基準監督署に取りに行っていた申請書類などをインターネットで手軽にダウンロード、出力することができます。いつでも必要な時に入手することができます。時間や手間を省くことができます。
- **記入項目を分かりやすくしました**  
「労働者の所定の始業及び終業の時刻」など、これまでは記入例を見ながら書いていた項目も、はじめから記入欄を設けてあるので、迷わず記入できます。記入漏れがなくなり、書き直し・再提出などの作業が減ります。
- **提出枚数が1枚になりました**  
これまでの複写式の様式ではなく、プリントアウトしたものに直接記入して、そのまま提出することができるようになります。
- **海外派遣者の申請書・変更届に「派遣予定期間」の記載が不要になりました**  
これまでは、派遣期間が変更になる都度、変更届を提出する必要がありましたが、新様式では、「派遣予定期間」を記入しなくてよくなるため、派遣予定期間に変更があった場合でも、変更届の提出は不要になります。（特別加入者が帰国した場合などは、これまでどおり、脱退手続きのための変更届などの提出が必要）

### 新様式ダウンロードページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/>  
厚生労働省ホームページ 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 労災補償 > 労災保険給付関係請求書等ダウンロード



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 【お気楽OL AI子の身近な法律】

お気楽すぎる発言で周囲を困らせるが、なぜか憎めないキャラのAI子（アイコ）に手を焼く先輩U子（ユウコ）。今月は何が！？



### 第20回：傷病手当金（健康保険法第99条）

先輩 U子：「…あなたがプライベートで書いているブログを見たんだけど、あなた、上司のパワハラでうつ病になって休職せざるを得ないとかいって休職してうちに傷病手当金の申請書、書かせておいて、ホノルルマラソンに参加したの、友達が監督やってる芝居に出演したのってこれは一体、どういうこと？残念だけど、会社としてあなたの今後の処遇を検討せざるを得なくなりました。また追って連絡します」 ガチャン！（電話を切る音）

お気楽 AI子：「あれ？ちょっとU子さん、今の何ですか？」

先輩 U子：「いや、3カ月前からうつ病で休職してるP子ったら、じつは偽装うつが発覚したのよ」

先輩 U子：「え～！？うちって休職の規定あったんですか？U子さん、ひどーい！先日わたしがうつになったっていったとき、規定ないっていったじゃないですか～！！」

先輩 U子：「ポイントはそこじゃないでしょ～！！就業規則をきちんと読んでないAI子が悪い」

お気楽 AI子：「えええええ！？ひどーい。わたしもうつだったのに～！」

先輩 U子：「…P子のやつ傷病手当金までもらっておいて、なんて子なの。不正受給で解雇も検討しないでだわ！！」

お気楽 AI子：「かかか解雇！……わたしまじめに働きまーす♪」

\*\*\*\*\*

医師の診断書があり、労務不能であれば、基本的に傷病手当金は認められますが、その診断書も適正な判断の下になされたか判断できないことがあります。昨今、健康保険料が毎年上がっているのは、そうした偽装うつも原因の一つかもしれません。就業規則にきちんと休職の規定を定め、会社指定の医師の受診を義務づけるなど、万全な対策を講じ、悪質な労働者から、会社の利益とまじめな社員を守りましょう！！



### 人事労務ご担当者のための 12月のお仕事カレンダー

日付	12月の業務内容
12月10日（火）	一括有期事業開始届（建設業）届出 参考：電子政府の総合窓口イーガブ <a href="http://goo.gl/2m2Qw">http://goo.gl/2m2Qw</a> （URLを短縮しています）
12月10日（火）	11月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の支払い 参考：国税庁 <a href="http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2505.htm">http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2505.htm</a>

#### 《12月の確認事項》

- \* 年末調整
- \* 賞与支払届の提出  
支給日より5日以内に「被保険者賞与支払届」により支給額等を届出します。  
参考：年金機構「賞与を支給したときの手続き」

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=2059>



人事労務ご担当者のための  
1月のお仕事カレンダー

日付	1月の業務内容
2014年 1月6日(月)	11月分健康保険・厚生年金保険料の支払い 参考：日本年金機 <a href="http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3789">http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3789</a>
1月10日(金)	一括有期事業開始届(建設業)届出 参考：電子政府の総合窓口 イーガブ <a href="http://goo.gl/2m2Qw">http://goo.gl/2m2Qw</a> (URLを短縮しています)
1月10日(金)	12月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の支払い 参考：国税庁 <a href="http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2505.htm">http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2505.htm</a>
1月20日(月)	源泉所得税の特例納付(7月から12月分・納付特例届出書提出者) 参考：国税庁 <a href="http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2505.htm">http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2505.htm</a>
1月31日(金)	12月分健康保険・厚生年金保険料の支払い 参考：日本年金機 <a href="http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3789">http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3789</a>
1月31日(金)	労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の10月～12月の労災事故について報告) 参考：厚労省 <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousai/index.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousai/index.html</a>
1月31日(金)	継続・有期事業概算保険料延納額の支払(第3期分) ※口座振替を利用しない場合 参考：厚労省 <a href="http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916_3.htm">http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916_3.htm</a>
1月31日(金)	* 税務署へ法定調書の提出(源泉徴収票・報酬等支払調書・法定調書合計表) * 市区町村への給与支払報告書の提出

【いしげきのセミナー情報】☆12月、1月開催予定☆

★フィルムメソッドビジネス～映画館が学校！映像が先生！ビジネス書が教科書！そんなコンセプトの世界初の朝活＋ビジネス交流会～石関が有楽町マリオンを借り切って、オーガナイザーを務めます！

日 程：12月4日(水) 7:30～9:00

場 所：有楽町マリオン9F

会 費：2,000円(1日会員)

★フェリス女子大学～キャリアデザイン入門～

日 程：12月16日(月) 14:50～(大学での講義のため原則非公開です。詳細はお問い合わせ下さい)

★派遣元責任者講習会 ～労働者派遣法のしくみ、法改正、実務上のポイントを網羅！～

日 程：12月17日(火) 10:00～17:00

1月23日(木) 10:00～17:00

場 所：新宿センタービル46階 エイジェック内

受 講 料：一般：8,000円 / 登録会員：7,000円 (教材費、税込)

いしげきマネジメント・オフィス

特定社会保険労務士 石関 裕子

TEL :03-5979-5977 FAX :03-5979-5976

E-mail : info@sr-ishizeki.jp

<http://www.sr-ishizeki.jp/>



あがわといしげきが愛と情熱を込めてお送りする「社労士 AI (エイアイ) 通信 11・12月合併号」はお楽しみいただけましたでしょうか。あっという間に2013年も終わりですね。今月は特別号のため、来月お休みとさせていただき、2014年からさらにパワーアップした「AI通信」をお送りさせていただきます。

「社労士 AI 通信」に関してのご意見・ご感想などをお寄せいただければ今後の励みになります。来年もよろしくお願いたします！

社労士 AI 通信編集 阿河 敬子

特定社会保険労務士 休業中

2012年12月よりドイツ フランクフルト在住

E-mail : info@qualitas-sr.jp

